

積算基準及び歩掛表の建設局と企業庁の相違点（令和８年１０月１日）

愛知県企業庁の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算には、愛知県建設局の積算基準書（以下「県版」という。）を適用し、「県版」に記載のないものは、市販されている国土交通省大臣官房技術調査課監修の積算基準書を適用する。

県版を使用する際は、以下の相違点に留意すること。

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

項目	県版	企業庁	頁
【土木工事編】			
表紙	愛知県建設局	愛知県企業庁	
適用	愛知県建設局及び都市・交通局	愛知県企業庁	
第１章 総則			
1.適用範囲	愛知県建設局及び都市・交通局	愛知県企業庁	1
第２章 工事費の積算			
①直接工事費			
5.諸雑費及び端数処理 (2)端数処理 6)工事価格	工事価格は 1,000 円単位とする。	工事価格は 1,000 万円以上は 1 万円未満切捨てとする。 1,000 万円未満は 1,000 円未満切捨てとする。	8
第４章 設計積算上の注意			
設計変更の取り扱い			
2.変更請負額の算定	愛知県財務規則第 134 条	愛知県企業庁財務規定 第 140 条第 2 項	50
5.設計変更のできる範囲	愛知県建設局・都市・交通局・ 建築局設計変更事務取扱要領 による。	設計変更に伴う契約変更取扱細則 による。	50
6.設計変更による契約変更 の範囲	愛知県建設局・都市・交通局・ 建築局設計変更事務取扱要領 による。	設計変更に伴う契約変更取扱細則 による。	51
第５章 随意契約方式により 工事を発注する場合等の共通 仮設費、現場管理費、及び一 般管理費等の調整について			
① 随意契約方式により 工事を発注する場合等の共通 仮設費、現場管理費、及び一 般管理費等の調整について			

1.適用範囲	平成 29 年 3 月 1 日付 28 建企第 486 号「諸経費調整積算等の取扱いについて(通知)」	平成29年3月24日付28企総第564号「諸経費調整積算の取扱いについて(通知)」	54
① 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について			
3.一般管理費等の調整計算の一般式	平成 22 年 3 月 3 日付 21 建総第 1636 号「契約保証の取扱いについて（通知）」および平成 8 年 8 月 22 日付 8 土管第 350 号「契約保証について（通知）別紙. 工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」	令和6年3月26日付5企総第456号「契約関係要領等の改正について」（工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて）	58
第 10 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算			
① 土木請負工事における現場環境改善費の積算			
2.適用の範囲	機械設備工事積算基準のみを適用する工事	積算基準及び歩掛表（水道編）第 2 編第 4 章により積算する工事	89

積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】

項目	県版	企業庁	頁
【港湾・漁港・海岸編】			
表紙	愛知県建設局	愛知県企業庁	
適用	愛知県建設局及び都市・交通局	愛知県企業庁	
第 1 章 総則			
第 1 章 総則 1.目的 2.適用範囲	愛知県建設局及び都市・交通局	愛知県企業庁	1

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

項目	県版	企業庁	頁
【調査・設計業務委託】			
表紙	愛知県建設局	愛知県企業庁	
第 1 章 総則			
1.適用範囲	愛知県建設局及び都市・交通局	愛知県企業庁	1-1
第 4 節 設計等における数値の扱い			
4-2 端数処理等の方法			
(10) 業務価格	業務価格は、10,000円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	業務価格は、1,000 万円以上は 1 万円未満切捨てとする。1,000 万円未満は 1,000 円未満切捨てとする。調整は諸経費又は一般管理費で行う。ただし、単価契約は除くものとする。	1-3
第 5 節 設計変更の取り扱い			
5-2 変更業務委託料の算定	愛知県財務規則第 134 条	愛知県企業庁財務規定第 140 条第 2 項	1-6
5-5 設計変更のできる範囲	愛知県建設局・都市交通局・建築局設計変更事務取扱要領による。	設計変更に伴う契約変更取扱細則による。	1-6
第 5 章 設計業務等積算基準			
第 1 節 設計業務等積算基準			
1-4 設計変更の積算	愛知県財務規則第 134 条	愛知県企業庁財務規定第 140 条第 2 項	5-4
第 7 章 発注者支援業務			
第 1 節 積算資料作成業務委託標準歩掛			
1-1 適用範囲	愛知県建設局及び都市・交通局（建築局除く。）	愛知県企業庁	7-1
1-3(3)変更の取扱い	愛知県財務規則第 134 条	愛知県企業庁財務規定第 140 条第 2 項	7-3
第 2 節 工事監督支援業務委託積算基準			

2-3(3)変更の取扱い	愛知県財務規則第 134 条	愛知県企業庁財務規定 第 140 条第 2 項	7-12
第 1 項 工事監督支援業務 積算資料（国地）			
1-1 目的及び適用範囲	愛知県建設局及び都市・交 通局	愛知県企業庁	7-14